

# 重要事項説明書

DSゆめのしっぽ

当事業者は、ご利用者に対して、指定通所介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業の目的及び方針

(1) 合同会社まるくすが開設するDSゆめのしっぽ（以下「事業所」と示す）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」と示す）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」と示す）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

(2) 事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話および機能訓練などの介護、その他必要な援助を行います。

(3) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 指定居宅サービスについて、滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）を遵守します。

## 2. 施設の概要

### (1) 事業者の概要

法人名	合同会社まるくす
代表者名	北川晃将
所在地	滋賀県東近江市小池町522-15
電話番号	090-3948-3162
設立年月日	令和 5年 8月 8日

### (2) 事業所の概要

事業所名	DSゆめのしっぽ
所在地	滋賀県犬上郡豊郷町吉田1480-7
電話番号	0749-47-5412
F a x 番号	0749-47-5413
介護保険指定番号	2571800388
サービス提供地域	彦根市、愛知郡、犬上郡

### (3) 営業日及び営業時間 利用定員

営業日	月～金（祝日も営業） ※12/30～1/3は休み
サービス提供時間	9：50～15：00
営業時間	8：30～17：30
利用定員	19名

#### (4) 職員の職種・員数及び職務内容

事業所に勤務する職務、員数及び職務内容は次の通りとし、各職員の員数は別紙のとおりとします。

管理者（1名）	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	
通所介護 従事者	生活相談員 （1名以上） 介護職員 （2名以上） 看護職員 （1名以上） 機能訓練指導員 （1名以上）	・通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。 ・生活相談員は、指定通所介護の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成などを行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。 ・介護職員、看護職員は利用者の心身の状況などを的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。 ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

### 3. サービス内容

指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとします。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供します。

#### (1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する入浴、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護。

#### (2) 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。

#### (3) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

#### (4) アクティビティ サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活をおくることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) 脳トレ レクリエーション 音楽活動 制作活動 行事的活動 体操

#### (5) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

#### (6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行う。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険給付対象サービスの利用料

		5時間以上	6時間未満	
負担割合		1割	2割	3割
利用料	要介護1	570円	1140円	1710円
	要介護2	673円	1346円	2019円
	要介護3	777円	1554円	2331円
	要介護4	880円	1760円	2640円
	要介護5	984円	1968円	2952円
個別機能訓練加算Ⅰイ		56円	112円	168円
個別機能訓練加算Ⅰロ		76円	152円	228円
個別機能訓練加算Ⅱ		20円	40円	60円 /月
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22円	44円	66円
※中重度者ケア体制加算		45円	90円	135円
科学的介護推進体制加算		40円	80円	120円 /月
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の9.2%加算		
送迎減算		47円	94円	141円 /片道

\* 施設送迎でない場合は表記金額を減算します。

「自己負担額の算出方法」

- ・ 総単位数 × 10円 = A (端数切り捨て) …利用料金
- ・ A × 0.9 (もしくは0.8、0.7) = B (端数切り捨て) …介護保険から給付される額
- ・ A - B = C …自己負担額

#### ・ 個別機能訓練加算Ⅰ (イ)

居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成。利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とする。

#### ・ 個別機能訓練加算Ⅰ (ロ)

上記個別機能訓練加算Ⅰ (イ) の要件に加えて、専門職の配置が2名以上であること。

#### ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上であること。

・中重度者ケア体制加算

指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が介護度3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。指定通所介護を行う時間帯を通して、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

介護職員をはじめとする、介護業界で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算。

・個別機能訓練加算Ⅱおよび科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム「L I F E」（客観的なデータに基づいて介護サービスを行う情報システム）を用いて介護サービスを提供する目的として加算。

・地域区分加算

豊郷町はその他の地域となり、1単位10円となる。

※は現時点で算定していない加算となります。（2024年12月1日現在）

(2) 介護保険給付対象外サービスの利用料

紙おむつ代（テープタイプ）	1枚：150円
紙おむつ代（リハビリタイプ）	1枚：200円
紙おむつ代（尿取りタイプ）	1枚：50円
複写物の交付代	1枚：5円
材料代（行事や活動）	本人の希望により選択された物については自費にて徴収
文書代（領収証明書など）	1部：10円
通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費	100円/km
食費	800円

(3) キャンセル料金

前日までにご連絡がない場合は食事料金のみお支払いいただきます。

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月5日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月25日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

居宅サービス計画が作成されている場合は、それに基づき通所介護計画書作成と同時に契約を締結し、サービス提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合.

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合.

人員不足などやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

#### ③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了となります）.

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当と認定された場合。
- ・ご利用者が亡くなられた場合。

#### ④その他.

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気などの際はサービスの利用を見合わせて無理な理由はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果体調が優れない場合は、サービスを変更または中止する場合がございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合がございます。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・事故発生時の対応として、事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。
- ・第三者評価の有無について、現在は当事業所の第三者評価は行っておりません。

## 6. 苦情・相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### (1) 事業所専用窓口

苦情受付担当者	管理者 北川 晃将
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
電話番号	0749-47-5412

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

滋賀県 国民健康保険団体連合会	077-522-2651
彦根市 高齢福祉推進課	0749-23-9660
愛知郡愛荘町 福祉課	0749-42-7691
犬上郡多賀町 福祉保健課	0749-48-8115
犬上郡甲良町 保健福祉課	0749-38-5151
犬上郡豊郷町 保健福祉課	0749-35-8116

## 7. 緊急時等における対応方法

(1) 通所介護従事者は、指定通所介護を実施中に利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(2) 指定通所介護などを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難などの措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

## 8. 非常災害対策

(1) 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練などを次のとおり行うとともに必要な設備を備えます。

防火責任者：管理者

防災訓練：年2回

(2) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

## 9. 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 10. 事故発生時の対応

(1) 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町、介護支援専門員、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。

(3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 衛生管理及び従事者などの健康管理など

(1) 通所介護に使用する備品などは清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとします。

(2) 通所介護従事者に対し感染症などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

## 12. 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」

を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

### 13. 秘密保持など

(1) 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

(2) 事業所は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とします。

事業所

住所：

滋賀県犬上郡豊郷町吉田1480-7

事業所名：

DSゆめのしっぽ

説明者

北川晃将

上記の内容の説明を受けました。

令和            年            月            日

〈本人〉

住所

---

氏名

---

〈家族代表者〉

住所

---

氏名

---